

香芝市告示第34号

香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月11日

香芝市長 三橋和史

香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱

香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（令和7年告示第186号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
<p>(撮影画像の閲覧及び提供の制限)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）又は検察官から捜査の目的により要請を受けた場合であつて、当該捜査が表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由並びに公務員の正当な職務を妨げるおそれがないことが明らかであるとき。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(撮影画像の閲覧及び提供の制限)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）から捜査の目的により要請を受けた場合であつて、当該捜査が表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由並びに公務員の正当な職務を妨げるおそれがないことが明らかであるとき。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2～6 [略]</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。